



有限会社 ウンピング・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピング神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 221 2022 年 10 月 11 日

欧州特許：統一特許裁判所の管轄からのオプト・アウト

統一特許裁判所(UPC:Unified Patent Court)に必要な協定(UPCA:Agreement on Unified Patent Court)が2023年03月01日に発効となる見込みです。

UPCAは、最初に17の欧州連合加盟国(UPCA批准国であるAT, BE, BG, DE, DK, EE, FI, FR, IT, LV, LT, LU, MT, NL, PT, SE, SI)を対象とする欧州単一効特許(EP-UE:European Patent with Unitary Effect)の制度を初めて導入し、欧州での統合された特許訴訟を可能にします。

そのために設立された統一特許裁判所は、欧州単一効特許のみならず、従来型の欧州特許に係る裁判についても管轄することになります。

特許権者は統一特許裁判所の判決により重要な欧州特許がUPCA批准国の複数国で一度に無効(Central Revocation)とされるリスクを避けることを考えている場合には、UPCの運用開始前、早期に当該欧州特許に基づく指定国の特許に係る裁判を統一特許裁判所の管轄から外すためのオプト・アウト(opt-out)の申請が重要になります。

オプト・アウトの申請は、移行期間(transitional period)(UPCAの発効後に少なくとも7年間の予定)に行わなければならないが、UPCAの発効前のサンライズ期間(sunrise period)(2022年11月に始まる見込み)において事前に行うことが認められており、審査係属中の欧州特許出願についても同申請が可能です。

なお、オプト・アウト申請の取下は1回限り、前記の移行期間においてのみ可能です。

(出典:HOFFMANN EITLE)

備考:欧州特許条約(EPC)の加盟国は欧州連合(EU)の加盟国と同じではありません。例えば、EUを離脱した英国や非UPCA批准国については、オプト・アウト申請が適用されません。

【UPCA批准国の国名注釈】

AT:オーストリア共和国、BE:ベルギー王国、BG:ブルガリア共和国、DE:ドイツ連邦共和国、DK:デンマーク王国、EE:エストニア共和国、FI:フィンランド共和国、FR:フランス共和国、IT:イタリア共和国、LV:ラトビア共和国、LT:リトアニア共和国、LU:ルクセンブルク大公国、MT:マルタ共和国、NL:オランダ王国、PT:ポルトガル共和国、SE:スウェーデン王国、SI:スロベニア共和国